

近代京都の学区制度と地域運営

—都市内コミュニティの展開—

並松信久

〔要旨〕 明治初期の京都では、先駆的に小学校が設立された。この先進性については、福沢諭吉が指摘して以来、一般によく知られている。その社会的背景や教育上の位置付けに関しても、多くの先行研究がある。しかし社会的背景である行政・自治と教育の関係性については、個々の事例で明らかにされているものの、全体的な動向はあまり論じられていない。また教育上の位置付けについても、教育と産業振興との関係という面から論じられていることが少ない。

本稿は、主に学区の展開という側面から、この二つの課題について明らかにした。社会的背景については、行政の動きに振り回されたとはいえ、自治の精神が継承され、現在に至るまで、さまざまな面で生かされている。教育上の位置付けについては、教育内容が基礎的なことから実用を重視したものであったため、京都の勤業政策に貢献する人材が育成されたといえる。この点で小学校教育は地場産業を意識したものであった。結局、京都の学区は、小学校会社などの独特の組織を形成するなど、マッキーバーのいうコミュニティとしての役割を果たした。そのなかで設立された小学校は、アソシエーションとしての役割を果たしたといえる。

(キーワードは傍線部分)

目次

- | | |
|------------|-----------|
| 1 はじめに | 2 町組と教育 |
| 3 番組小学校の設立 | 4 学区制度と行政 |
| 5 結びにかえて | |

1 はじめに

わが国は1872（明治5）年8月に全国規模の学校制度法令である「学制」を公布した。その『被仰出書』においては、学校教育の目的は「其身を脩め智を開き才芸を長する」ことにあって、それが「人々自ら其身を立て其産を治め其業を昌にして、以て其生を遂るゆえん」であると説かれた。そして学問は「国家の為に」という考えをあえて避け、「身を立るの基たる」ものであることが強調された。もし国家の為とするのであれば、学校の経費は官費でまかなう必要があったからである。国家財政にはその余裕はなく、「身を立てるため」であるとして、学校の設立は民費に依存しようとした。わが国の学制は当初このような特徴をもった。

この学制によって初等教育が全国規模で体系的に始まったが、この全国的な動きよりも早く、すでに明治初期の京都では、勸業政策（第一期京都策）に着手するとともに、初等教育が大きな展開をみせたことは、よく知られている。それは1872（明治5）年に京都を訪れた福沢諭吉（1834—1901、以下は福沢）によって、以下のように指摘されている。福沢は当時すでに京都に設置されていた小学校（中学校）について、

民間に学校を設けて人民を教育せんとするは、余輩、積年の宿志なりしに、今、京都に來り、はじめてその実際を見るを得たるは、その悦よろこび、あたかも故郷に帰りて知己朋友に逢うが如し。おおよそ世間の人、この学校を見て感ぜざる者は、報国の心なき人といふべきなり。⁽³⁾

という感想を述べ、京都の学校について大きな感銘を受けたことを紹介した。とくに福沢は「市中を六十四区に分て、学校の区分となせしは、かの西洋にて、いわゆるスクール・ディストリクトならん」と評して、京都の「学区」ないし「学区」は、アメリカの地方教育行政上の単位であった区域と同様のものであると指摘した。当時のアメリカのスクール・ディストリクト（school district）⁽⁴⁾では、住民代表による教育委員会が設けられ、住民自治による学校

運営が行なわれていた。⁽⁵⁾

福沢によれば、京都の学区とスクール・ディストリクトは同様のものとされたが、その歴史的な脈絡や設置の意図は異なっている。アメリカの場合は教育分野に限定されたものであったが、京都の場合は各学区の小学校に教育ばかりでなく、多くの機能をもたせるとともに、勸業政策や行政自治と関わりがあったという特徴をもった。このことは先行研究によって、すでに明らかにされている。京都の勸業政策と小学校の設置に関する先行研究で代表的なものは、大久保利謙（1900-1995、以下は大久保）と寺尾宏二（以下は寺尾）による研究である。この両者の評価はほぼ定着している。大久保は、

要之京都小学校は斬様に寺子屋の統一に於いて近代的の意義があるのみならず、更に町会所を重ね市の自治的制度と密接に結びついて居った事にその特色がある。⁽⁶⁾

として、小学校の教育上の効果だけでなく、自治的制度と密接に結びつくという特徴をもっていたとした。一方、寺尾は、

明治初年の京都府における小学校の設立維持の問題は、経済史的考察をも必要とする。各種産業に極端な保護干渉を行ひ、自らも経営して新生産技術方法を指導したる京都府の勸業政策と一連の関係を覚えしめるものである。⁽⁷⁾

として、京都府の勸業政策との関係を強調した。これらの先行研究によって、京都の小学校の設置は自治的制度と勸業政策が密接に関わっていたという点が明らかになっている。

近代京都の学区ないし小学校に関する先行研究は、上記の研究以外にも数多く発表されている。主要な先行研究を刊行年順に列挙すると、辻ミチ子『町組と小学校』角川書店、1977年；三上和夫「勸業による教育費確保政策の意義と限界：京都市内小学校「基立米」と「小学校会社」の分析」（『大阪大学人間科学部紀要』、第6号、1980年、301～22ページ）；衣笠安喜編『京都府の教育史』（思文閣出版、1983年、233～317ページ）；京都市学校歴史博物

館編『我が国の近代教育の魁 京の学校・歴史探訪』京都市社会教育振興財団、1998年；京都市教育委員会・京都市学校歴史博物館編『京都 学校物語』京都通信社、2006年；田中圭治郎「京都市における近代公教育成立過程」（『佛教大学教育学部論集』、第18号、2007年、43～56ページ）；川島智生『近代京都における小学校建築—1869～1941』ミネルヴァ書房、2015年；京都市学校歴史博物館編『学びやタイムスリップ 近代京都の学校史・美術史』京都新聞出版センター、2016年などである。

これらの研究では京都の小学校の成り立ちについて、詳細な説明がされている。しかも個々の小学校の史料に基づいて言及され、京都の小学校の特徴が描き出されている。そしてこれら多くの研究では、上記の自治的制度あるいは勤業政策との関連を語っている。とくに京都の小学校の特徴として、「町組」という自治的制度に基づいていると説明される。定説となっているのは、「小学校は学区という地域社会の要として機能していた。その学区では、室町時代以来の町組に起源をもつ番組が、番組小学校の創設以降、学校運営や地域活動の中心であり続けた。番組は幾度も名称を繰り返した後、1892（明治25）年に学区となり、学区制度が始まった」というものである。しかし、小学校が町組に起源をもつ自治的制度の基づいていたというのは、京都の特徴といえるのであろうか。

京都ばかりでなく、日本全国の小学校の多くも、近代になって地域ごとに設置されたものであり、国家の要請でつくられたとはいえ、子供が通学する範囲の地域が主体となって、戦前期まで地域単位で運営された。つまり、小学校の運営をはじめ校舎の建設なども地域に委ねられていた。小学校に関わる費用は、受益者負担を名目に地域の負担に依存していた。これは強固な共同体を形成していた農村部に限られたものではなく、むしろ都市部において多くみられた。都市部に独自の財政を有する一定の地域が、小学校の数だけ存在し、その基礎には学区制度の施行があった。しかもこれは単に教育制度の整備を意味するのではなく、税制も含めた行政制度の末端組織の形成であ

り、これに基づいて地域社会の形成が行なわれた。その中心が小学校であったということになる⁽⁸⁾。つまり、わが国の小学校は「学区自治」の象徴的な存在であったといえる。したがって京都の小学校の設置は全国に先駆けたものであったとはいえ、その特徴とされる自治的制度は、全国的な傾向であった。

もしあえて京都の特徴をあげるとすれば、寺尾が指摘する勸業政策と結びついた点にあった。京都の場合には、小学校は教育の場あるいは行政の末端組織である以上に、「小学校会社」（後述）の設立をはじめとして、地域の産業を育成する場でもあり、初等教育というよりも実用教育を通して、地場産業で活躍する人材を育成する場でもあった。この意味で、学区における小学校は、産業振興という面で、その後の京都の発展に大きく寄与したと考えられる。

それでは、このような学区あるいは小学校と、産業育成を含む地域運営との結びつきは、京都においてなぜ可能となったのであろうか。行政の働きかけ（あるいは強制）も確かにあったが、それだけではない。なぜなら行政による強制力だけでは長期的な発展に結びつくとは考えられないからである。他方、住民の自主性（自治）に任されるだけでも、閉鎖性や排他性を帯びることになり、強制力と同様に、長期的な発展に結びつくとは考えられない。

本稿では、学区および小学校の展開を通して、行政の働きかけと住民の自主性がどのように結びついたのか、そしてそれが勸業政策の進展にどのように寄与したのかを考察していくことにする⁽⁹⁾。以下では、まず近代以前の「町」の形成を概観し、学区制度の形成との連続性の有無をみる。そして小学校の設立と展開を追い、地域運営に果たした役割を明らかにしていく。最後に行政の側面が強くなり、学区に及んだ影響について考察する。

なお、本稿の引用文中には、不適切な表現が含まれている部分があるが、史実であることを重視して、あえて訂正を加えていない。また引用文中には読みやすくするために、句読点を一部加えた箇所がある。人物の生没年については、可能な限り記した。

2 町組と教育

京都の町について、17世紀後半までに形成された共同体的な特徴を典型的に示しているのは、京都の町は道路をはさむ両側の家屋敷で構成される両側町であるとされる⁽¹⁰⁾。道路に面する便宜性を基礎に町は形成され、家屋敷所有者を町人・町衆とし、その財産や信用あるいは営業を共同で保証する点に特徴があった。町人は町から資金の供与を受け、領主御用を引き受けるに際して、身鉢書という一種の資産目録を町の保証のもとに提出し、また債務を負った場合には、町から債務保証の便宜が与えられた。このような営業上の資金融通や信用保証のほか、相続の際の遺言状の執行や公事訴訟に関わる費用負担、町中全員の役所への出頭などにも、町は関与し保証を行なった。それと同時に、町人は町に対して一定の義務である役儀を果たさなければならなかった。

町は独自の法（町式目・町掟）を定め、寄合を開いて合議によって、その運営を行なった。その法の中心となったのは、家屋敷の売買に関する規定であった。家屋敷の取得こそが当該町の町人になることを意味したことから、売買に関して厳密に規定している場合が多かった。付近の環境に悪影響を与える職業を忌避する職業規制も行なわれることもあり、売買には当事者間よりも、町側の審査と承認が優先された。むしろ個々の町人にとって、町に結集しないと営業の維持や発展が困難であった。そして家屋敷の売買だけでなく、当事者間の問題の多くが、町全体の問題として認識された。さらに町全体の安全（消防や防衛など）に関わる役儀が重視され、それに関する罰則も厳しいものであった。人間集団としての町は「町中」や「惣中」という言葉で表されたが、それはこのような理由に依るものであった。

町は行政的な団体に限定された意味での自治ではなく、経済的な保証を含む幅広い内容を兼ね備えるものであった。町人の資産の中心であった家屋敷は、戦乱や災害などで決して安泰という状態ではない上に、貨幣も新たな法令が出されるたびに価値が大きく揺らぐ不安定な状態にあるものであった。

この意味で個々の商人や職人が、地縁的な共同保障の場として町に結集したことは、いわば当然であったといえる⁽¹¹⁾。町人にとって家業の永続をめざす論理やそれを支える同族団結は未確立であり、血縁家族でさえ相続において家の安定に貢献する存在とは決して限らなかった。

この町の意味決定において、主導的立場にあったのが年寄衆であった。町組の代表者は親町や古町の有力者から選ばれ、「年寄」とよばれた⁽¹²⁾。さらに年寄の総代として、上京中と下京中に「宿老」がいて、自治組織としての機能を整えるようになり、奉行所の対抗勢力としての力を備えるようになった。「町代改義一件」(1817～1818年)によれば、町組の団結力のあったことがわかる一方で、年寄の仕事を補佐する役目をもった「町代」を町組で雇っていたことがわかる⁽¹³⁾。しかし「町代改義一件」においては、この状態は変化し、町代が次第に末端役人的な地位に上昇転化し、町奉行の行政補佐的な役割を担うようになって、町組と町代の上下関係が逆転し、町組が町代を随意に任命できなくなったとされる。そこで町組は団結して町代との関係をもとに戻す訴訟を町奉行に起こし、町組が勝訴したという状況もあったという⁽¹⁴⁾。

奉行所に対抗できるほどの力をもつには、町組内の強力な団結力が必要であった。そのために細部にわたる「掟」のような取り決めをして、結束を強めていた。これは「しきたり」とされて、町組では破ることは許されなかった。これは町組という組織の上下関係の維持・強化にとって、とくに必要であったと考えられている。この取り決めに従うことによって、各町内の自治および自警が成り立っていた。一方、奉行所にとっても町組は「触^{ふれ}」の伝達を確実にするなど、行政を円滑に施行するうえで、都合のよい組織であり、奉行所も町組を利用した。行政と町組の関係は、番組小学校の建営時にも生かされた⁽¹⁵⁾。たとえば、1868(明治元)年に行政は町組ごとの学校設置を促すが、どのような学校を望むかを、町組に尋ねて文書で提出させた⁽¹⁶⁾。その一方で、招集された町組の年寄に対しては、住民を説得するための説得文が用意された。

このような経緯から、町衆が身につけておくべき教養は、まず漢文が読めて書けることであった。さらに高札^{こうきつ}や御触書の文字が読めて書けること、算盤などで計算ができること、謡の素養があること、和歌の素養があることなどであった。謡や仕舞の素養が求められたのは、町組の寄合においては、祝席、神事の直会^{なむらい}、定時の寄合席^{ちようじ}、町汁などで、謡や仕舞ができるのは、当然のこととされたからであった。それに女性は町内のお針屋で、裁縫や手芸、生け花、茶の湯、踊りなどを教わった。したがって庶民といえども、ある程度の教養を身につけておく必要から、各種の塾や稽古場、それに寺子屋に通わなければならなかった。このような事情から京都の町中には数多くの教育施設が点在していた。

一方、京都は学問の展開という面でも独自性をもっていた。漢学の分野で、早くから独自の学問が盛んであり、「京学」と称される漢学者を多く輩出して、全国的に影響を与えた。たとえば、商人出身の伊藤仁斎（1627-1705、以下は仁斎）は朱子学を否定し、孔子・孟子の思想をその書籍から直接に学ぶ漢学塾を開設した。仁斎はこれを「古学」とよび、塾を「古義堂」と名付けた。また商家の番頭であった石田梅岩（1685—1744、以下は梅岩）も、全国的に大きな影響をもたらした。梅岩の学問は後に「石門心学」と称されて全国的に広まった。これは商人道を核に庶民を対象に説いた実践道徳であった。石門心学は番組小学校の創設にも影響を及ぼした。たとえば、手島堵庵（1718-1786）の心学講舎「明倫舎」は、1869（明治2）年に「下京第三番組小学校」に変わり、1872（明治5）年には「下京第三区小学校」となり、さらに1875（明治8）年には明倫舎にちなんで「明倫小学校」（現・京都芸術センター）と改称された。心学講舎とともに、京都の庶民教育に大きな役割を果たしたのが、1833（天保4）年に創設された「京都教諭所」であった。これは「半官半民」による運営であったが、日を決めて講師をよび、儒書の講釈と心学道話を行ない、町触れで聴講を案内するなどしていた。京都教諭所も心学講舎とともに、石門心学の思想が浸透していくうえで、大きな役割を果たし、明治初期の勸

業政策を支えることになった。⁽¹⁷⁾

教諭所とともに幕末の庶民教育機関の代表的なものは、寺子屋であった。寺子屋での学習は、前述のように「読み、書き、算盤」が主であったが、とくに重要であったのは「手習い」(習字)であり、「読み」であった。「読み」は素読・暗誦が基本であったが、一般の寺子屋では「手習い」から始まり、実用中心の学習内容が行なわれた。「読み物」では一般に勉学の勧めや日常道徳などについて仏教語をまじえて説く『実語教』や、今川了俊(1326～?)の誓詞家訓である『今川状』が多く用いられた。⁽¹⁸⁾「習字」では以呂波、数学、方角、干支、家名^{かめいづくし}盡、町名、都名所、国名、手紙文、『商売往来』、『庭訓往来』などが教材になった。「四書」、「五経」、「唐詩選」などの漢文も教えられた。「算術」は日常生活に役立つ八算見一(一桁の割算の九九と二桁の割算九九)、異乗同除、同乗異除、利息などを主に、開平開立など高度なことも教えられた。

京都の寺子屋数は1848(弘化4)年頃には、正確な数字は不明であるものの、『日本教育史資料』(文部省編、鳳文書館、1988年復刻版)によれば、その数は78で、寺子数は10,474人であった。寺子屋当たりの寺子数は平均136人(男子約78、女子約58)であった。男子は40～60人規模の寺子屋が約40%を占め、女子は30人規模までの寺子屋が約半数に達した。寺子屋の師匠については、洛中の男女の割合は男子が74.3%、女子が25.7%であった。郡部の男女の割合が98.2%と1.8%であったので、洛中では女性の師匠の割合がかなり高かったことがわかる。師匠の身分や職業の表記は、『日本教育史資料』によれば、ひじょうに多種にわたっているものの、洛中では、武士や僧侶よりも、商人を含む町人が圧倒的に多かった。

寺子屋や心学講舎の生徒は、地方から京都の商家に住み込みで働きに来ている男子や、行儀見習いで奉公している女子もいた。『日本庶民教育史』(石川謙著・石川松太郎編、玉川大学出版部、1998年)によれば、「丁稚・奉公人等のために開いた夜学の斯の如く多く」とあり、夜間に開講していた寺子屋もあった。しかし幕末頃になって、寺子屋で行なわれている教育だけでは

不十分であるという意見も現れた。そのなかで寺子屋「手跡指南所篤志軒」で教育にあたった西谷良圃（淇水、以下は西谷）らは、新たに教学所を設立する建白を行なった。西谷は「教学所設立勸奨」（慶応2年）という建議文において、次のように語った。西谷は、

人幼時ニシテ不学時ハ、生涯身ヲ全クシ、家事ヲ脩ムルコト不能、然ルニ、此皇都ノ地、男女ノ幼童ヲシテ素読、手跡、算術兼帯ノ勸学教導所アラズ。夫童子ノ務トシテ第一ニ学ブベキハ、諸民共ニ、先ヅ手跡ヲ門戸トシ、算勘之二次グ。此ニ術ハ人タルベキ者ノ藝ナレバ、古語ニ幼而不學バ老而何為トイヘル通り、為サデ脇ハヌ事也。⁽¹⁹⁾

として、子供の教育の場として教学所の必要性を説いた。とくに「父母ノ甘キ毒ニヨルモ有リ実ニ憐ムベシ」として、当時の道德の乱れは家庭教育に問題があるためであり、それを教師が矯正する必要があると提言した。

さらに、すべての子どもが就学できるように、制度としての学校を整えるよう訴えた。とくに経済的な理由によって学ぶ機会が奪われている状況を、次のように強調した。

雖然しかれども身貧ニシテ、其世話行届兼ルモ有、又少時ヨリ薪水ノ奉公ニ、出稽古ノ事不及者モ有、是等ハ皆元来家産手薄ニテ束脩ノ義、或ハ紙筆墨等ノ費心ニ任セサルモ有ベシ、（中略）此故ニ今般庁所ヨリ廣大無偏ノ法制ヲ以市中ノ場所ヲ撰ビ給ヒ、教學所ヲ建營アラセラレ、貧富ニヨラズ幼稚ノ教育ヲ御世話有テ、右教導所へ罷出、藝術執行致スベキ者ニ於テハ、束脩ハ素ヨリ、日ニ費ユル筆研墨紙錢財ハ、父兄并ニ主人タル者ヨリ、聊モ差出スニ及バズ。假令稽古出席中、雨雪ノ愁アリトモ、傘持參ノ持掇ニ不及、夫々人別ニ宛行ハレ、少シモ差支ノ義無之様取賄可有間、心ヲ安ジ一向ニ藝術出精第一ト心得サセ、無懈怠稽古相勵マセ可申者也。⁽²⁰⁾

この指摘は束脩（入学金）や月謝が不要で、教材や教具などが完備された学校の建営を促すものであった。西谷は学校建設をめざして、数回、建白書を出したが、幕末期の奉行所は取り上げることはなかった。

西谷は森寛斎（円山派の画家）、幸野楳嶺（四条派の画家）、遠藤茂平（以下は遠藤、書林「平野屋」店主）、廣澤眞臣（長州藩士・京都府参与）、熊谷直行（香具商鳩居堂主人、以下は熊谷）、八木真幸、千田藤兵衛らと会合をもち、小学校設立などの教育改革を論じた。そして1868（明治元）年8月に京都府へ「口上書」を提出して、小学校建設を訴えた。⁽²¹⁾遠藤も「小学校創立制法の論 並びに用途見込の弁」という長い建白書を出した。その内容は幼児初等教育の改革であり、寺子屋に替わる制度として、小学校の建営の必要性を述べたものであった。

1868（明治元）年8月になって、京都府は一応の町組改正を完了し、大年寄以下、中・添年寄や町年寄が選出された段階で、9月に小学校創立の勸奨を始め、示達を出して、束脩を廃止し、幼童の有無にかかわらず、町単位で集金する形式の教育費徴収を行なうとした。その内容は「三事稽古」（読書・習字・算術）をする小学校を、市中に10～12ヶ所、収容人員1,000～1,200人の規模のものを2年間で建設する。そして建設維持費は寄付金も歓迎するが、市中軒役による負担と家持などへの割賦によってまかない、設立後も10年間は同額の支出をするようにというものであった。⁽²²⁾この示達に対する町の反応は、町中は学童を一律に1ヶ所に集めて教育するのは困難であり、費用は学童を抱える家庭が負担すべきとして、否定的な姿勢をとる町が多かった。⁽²³⁾

このような状況に対して、京都府は11月に市中町組ごとに町組会所の設立を論達した。行政・自警・相互扶助のために各町組の中央に会所を設けよということであった。この会所を組内の「会議場」として、府員の出張所、府兵の屯所にするようにという指示が出され、この結果、各町組に会所が置かれた。この建設費用をめぐっても、費用の負担が大きくなると町組のほうに危惧をもち、この結果、町組会所と小学校の合併の意見が出された。このような経緯で、市中では小学校の設立は江戸期の寺子屋との連続性を保ちつつ、町組会所に併設されるという形態がとられた。1874（明治7）年に刊行された「京都図全」（御用書林 村上勘兵衛刊、福富正水 校正銅刻）によれば、区

とよばれる単位が色分けされ、区内の各町には総代が置かれている。⁽²⁴⁾この区は、もともと10～20ほどの町をまとめた単位で、江戸後期には上京・下京にそれぞれ33組とされていた町組を基本とするものであった。町組は地域行政を担い、警察・消防機能も担っていた。その町組会所に小学校が併設され、初等教育を担うことになった。

3 番組小学校の設立

初代京都府知事の長谷信篤(1818-1902)は、江戸末期に提出された西谷の建議文の一部を取り上げ、自分の言葉を付け加えて、告論文とした。それは、

先達テ小学校取建之儀ニ付衆議公論ヲ致採用度荒増仕法書ヲ以テ議事ニ差下候処、間々心得違右仕法書之通申付候事ト考候向モ有之哉ニ相聞江全以其次第ニテハ無之、永年児童之教諭相調一統差問無之様ニト一應衆議ニ相掛ケ候譯ニ付、此旨能々相心得存付筋并難洪之次第等有之候ハ、無遠慮可申出事。⁽²⁵⁾

というものであった。建議文を利用したのは、学校の建設と運営が上意下達ではなく、住民からの要望に応えた事業であることを暗に示唆するためであったようである。

さらに同年、京都府は「小学校設立に関する府の口論」を出した。そのなかで、

小学校建営之事、先達テ相談ニ下シタル処、快ク承諾シタル處快ク承諾シタル町モアリ、種々難洪申立断り出タル町モアリ、下ニ於テ不同意ナラハ、押テ建営セヨトノ事ニハアラサレ共、若シ上之御趣意ト下ノ心得ト行違ヒニテ不同意申タルニテモアラハ、其尽ニ差置ハ何共残念之事ナリ、是ニ依テ今日汝等呼出シ更ニ相談ニ及フ也、先ツ上下ノ趣意行違ヒト云ハ半季一分之軒金ヲ是迄ノ軒役之様ニ心得タルニテハ無ヤ、左スレハ数多ノ借家ヲ持タル者ハ一人シテ多分ノ軒金ヲ出ス事ニ成ナルホド迷惑ナルヘシ。⁽²⁶⁾

とされた。小学校設立に関する費用は、前述のように町組が負担するというものであった。しかしながら当時の町組は、恣意的に編成されたものであり、規模も一定ではなく経済的な基盤に大きな格差があった。町組のなかには小学校設立の経済的負担を拒絶するところもあった。したがって町組すべての承諾を得ることは困難となった。京都府は同年12月までに町組の年寄を数回にわたって招集し、説得を試みた。

そして町組の経済的な基盤の格差を均すために、大小さまざまな規模で組織されていた町組の編成替えが強行された。それと同時に、町相互の関係、いわゆる親町、古町、枝町などの名称は廃止された。新しく編成替えされた町組の規模は、町組の「年寄」の意向が反映されたといわれているが、東西三丁、南北四丁(町数27～30程度)の規模を基本としていた。さらに1869(明治2)年には、現在の三条通より北を「上京」、南を「下京」と規定して第二次改正が行なわれ、その結果、65(同年中に66)の町組が誕生した。町組の改正と同時に、町組に番号が付けられた。町組の名称は、たとえば「上京〇番組」というようになり、町組は数年間だけ「番組」といわれた。

町組の再編成は1869(明治2)年1月までに完了した⁽²⁷⁾。そして新しく編成された町組に、ひとつずつ小学校を建てることが提案された。費用の面で困難な状況にあった町組に対しては、「小学校設立様式の布達」⁽²⁸⁾によって対応策がとられた。費用の半分は京都府が負担し、残りの半分は無利子10ヶ年間の貸付とすることが提案された。具体的には運営費用800円の内、400円を下付し、残り400円を10ヶ年間で返済という内容であった。後にはこの返済も免除された。この点で受益者負担の方針であった全国の他地域とは異なり、京都府が負担をして経済的援助を行なったといえる。京都府の考えは「小学校建営之入費ハ当府ヨリ下ケ渡スヘシ乍然所組之会所ト合併之事ナレハ半分ハ利ナシ十ヶ年賦ニシテ返納スベシ残り半分ハ返納ニオヨバサルナリ」⁽²⁹⁾というものであり、小学校の建物は多面的な用途をもち、教育だけを目的とする小学校の建物ではないので、経済的援助をするとしていた。

65（後に66）の町組は納得して、この年1年間ですべての町組に、原則的にひとつの小学校が開校した⁽³⁰⁾。各小学校は自治会所としての機能を備えた会所兼小学校であった。これによってわが国で最初の学区制小学校が誕生した。富小路通御池角において「上京第二十七番組小学校」（後の柳池小学校）が開校式をあげた。この小学校は熊谷が建設費用のすべてを私財で賄ったものであった。その後、他の町組（番組）でも順次開校式を挙行し、同年12月末までに各町組に原則1校ずつ、学校数は二つの町組で一つの小学校を設置した場合が2ヶ所あって、結局、計64の小学校が開校した（現在はそれらが「元学区」と称されている）。

京都の学区制小学校の原型が「番組小学校」とよばれるのは、番組とよばれた複数の町内で構成された町組を、ひとつの学区として設立された小学校であったことに由来する。ほとんどの番組小学校は下付金を受けたものの、町組の住民が摺金をして建設し、運営が行なわれた。その後、番組は「区」という表記に変更され、番号も変更された。その際に、前述の二つの番組で一つの小学校を開設した地域も、一つの「区」として新しい番号が付された。これが現在の小学校区となっている。たとえば、「下京第九番組小学校」として1869（明治2）年9月に誕生した元成徳小学校は、1872（明治5）年に「下京第十一区小学校」と名称変更になり、現在は成徳中学校となっている。

一方、京都府が意図した小学校の多面的な用途というのは、1874（明治7）年に文部省に提出された京都府学校事務の状況に関する報告書のなかで説明されている。それは16項目にわたるものであった⁽³¹⁾。

- 一、区内ノ児童ヲ奨励シテ校ニ就キ学ニ従ハシムル事
- 二、他所ヨリ入学ヲ願フモノアレバ之ヲ糺シテ或ハ之ヲ許シ或ハ之ヲ拒ム事
- 三、読書、習字、算術、暗誦ヲ四項ニ分チ専ラ日用的実ノ事学バシムル事
- 四、公布ノ諸規則諸布告ヲ汎示シ及び其疑問ヲ受ケ之ヲ解説スル事

- 五、区内ノ人民公会集議スル事
- 六、区長出席シテ戸籍ヲ取調ル事
- 七、知参事以下諸官員時々臨校民苦ヲ問ヒ或ハ説諭ヲ行フ事
- 八、番人ノ屯所トシ区内ヲ巡回シ非常ヲ防ガシムル事
- 九、区内ヘ旅人ノ止宿来去等及ビ盜賊乱暴人其他区内取締ニ関スルコトヲ届出ル所トス
- 一〇、火防ノ諸器械ヲ備ヘ置キ区内ノ壮丁ヲ点シ火災ヲ防ガシムル事
- 一一、日ヲ定メ区内ノ小児ヲ集メ種痘ノ所トス
- 一二、報鼓ヲ置キ区内ノ者ヲシテ惜陰ヲ知ラシムル所トス
- 一三、区内ノ諸簿ヲ備ヘ置キ毎件搜索ニ便スル事
- 一四、区内ニ非常アレバ官員出張檢察スル事
- 一五、地稅印紙其他官納ニ係ル者必此校ニ出サシメ区長等点檢整理ニ便スル所トス
- 一六、巡講師出張シテ諸布告ヲ講ズル所トス

であった。これらの項目から小学校は教育の場というだけではなく、役場・消防署・警察署・保健所などの多面的な役割を果たしていたことがわかる。

據金によって創設された番組小学校は、町組会所と兼用であった。学校建設の間取り図によれば、「出勤場」という年寄など町組の役員が詰める部屋、消防(学校火消し)の係や区内の警邏する見廻組の詰める部屋である「町役溜」⁽³²⁾などがあった。出勤場の機能は、その後も末端の行政区として継続された。学区は住民の自治行政の単位として機能し続けた。また、番組小学校内に置かれた消防の詰所は、その後も消防分団として、京都市の委託を受けて自治連合会の組織に位置づけられている。しかもその詰所は、現在も学校の敷地内にあることが多い。警邏する見廻組の詰所は、その後、学外に置かれるようになるものの、学校付近に交番という形態で存続している事例は数多い。

小学校の経済的負担については、前述のように設立時に資金困難な町組では、京都府に依存することになった。しかし小学校にとって、設立時の資金

だけではなく、継続的な運営にも資金が必要であった。これには江戸期から続いていた頼母子講的な考え方を活かした「竈金」制度が導入された⁽³³⁾。これは町組のすべての家から平等に資金を集める制度であった。当時は町費負担において、借家の住民や路地奥の住人は、表通りの商家などよりも軽減されるのが通例（軒役）であったため、竈金制度は特例的な方法であった。竈金の導入は、町組の結束の強さが前提となったものであると同時に、町組の住民が、初等教育による人材育成が重要であるという共通認識に基づいたものであった。

竈金制度や篤志家（商家）の據金によって集められた資金を基にして、1869（明治2）年に多くの小学校において「小学校会社」が設立された⁽³⁴⁾。これは一種の金融会社というべきものであり、融資した資金の利息は、学校運営や改築などの資金にあてられた。竈金の通帳をみると、「一、学校の永続基礎の為、積立金会社を取り結び、組中の一統加入致して右の利息金を以て永続の方法」「一、毎月金貳朱ずつ壹枚と規則を相立て⁽³⁵⁾」とあり、住民にとっては高額の出資であった。小学校会社は当初うまく機能し、国が学校制度を公布した後も、竈金制度を活用して小学校が運営されていた。しかしながら1884（明治17）～1885（明治18）年頃に、各番組において竈金制度では小学校を維持できなくなり、小学校会社は経済的に破綻してしまった。

たとえば、上京第三十一組小学校会社では、貸付金の回収と利子の不払いによって、1886（明治19）年4月に京都始審裁判所から身代限り（破産）の宣告を受けた。それによって会社の所有する担保は債権者によって処分され、未済貸は競争入札によって譲渡された。同じ上京の第二十二組小学校会社は、預り金を市中の有力銀行であった竹原銀行に再預金していたが、1885（明治18）年頃に同銀行が営業停止となって、その打撃を受け解散した⁽³⁶⁾。小学校会社が経済的に破綻した後、小学校の維持費は京都府に委ねられた。もともと、小学校は1886（明治19）年から2～20銭の授業をとり、基本財産をもつこともできたので、市町村制の実施後も、市内の60校は学区で維持することが

可能であった。このような経緯によって学区と小学校との結びつきは、むしろ一層強まったという側面ももった。⁽³⁷⁾

一方、1870（明治3）年に京都においては、小学校の設置だけでなく、「府学」も設置された。これは京都初の中学校であった。中学校は小学校の上級学校として、当初は小学校に併設された。これは華士族の子弟が平民とともに小学校に通うことを嫌ったために、中学校内に小学舎を設けたものであった。⁽³⁸⁾ 同年に出された「中学校（府学）開校に関する稟請付、太政官指令」⁽³⁹⁾によれば、かなり高いレベルの内容が求められ、小学校の上級学校というよりも、高等教育を受けるための準備学校というべきものであった。同年、明治政府は府学を中学校と改称するが、1872（明治5）年の「学制」発布によって、それまで各府県で設置されていた学校は廃止された。しかし京都では中学校を「仮中学」と仮称して、その存続が図られた。そして翌1873（明治6）年に仮中学を小学取締所と改めると同時に、欧学舎（独学校、英学校、仏学校の総称）と和漢学を教える立正校が仮中学とされた。⁽⁴⁰⁾

1874（明治7）年の中学（仮中学）運営規則の主な条項は、

- 第一条 人ノ知識ヲ開キ國ノ開化ヲ進ムルハ學業其基本タリ而シテ所謂文明富強是ヨリ始ル故ニ學校掛リヲ置キ諸人ノ學務ヲ勸奨セシム
- 第二条 仮中學ハ學校掛官員之ニ出張シ独英仏ノ三學及和洋ノ算術局并ニ市郡ノ小學事務ヲ管掌ス
- 第三条 四大教場ヲ分チ置キ独英仏及算術局トシ教師各場ニ出張シ入舎通學生共ニ各時間ヲ刻シ受業セシム
- 第四条 独英仏各生徒寮ヲヲキ入舎生ノ所トス其寮中ノ事務各舎長ヲシテ之ヲ管セシム
- 第五条 立正寮ヲ置キ欧學受業ノ余カヲ以皇國普通ノ學ヲ修セシム
- 第八条 欧學ハ語學ヨリ地理天文曆史数術等ニ至ル其教則小異同アリト雖モ大抵文部省布達ノ外國教師ニテ教授スル中學教則ニ依ルナ

り

第九条 春秋両度生徒ノ大検査ヲ行ヒ知參事校ニ臨ミ外國教師内國教官
等立會學業ノ進歩ニ随ヒ等級ヲ黜陟シ証憑ヲ與ル事⁽⁴¹⁾

であった。独英仏の外国人教師が生徒の成績評価をした。外国人教師の多くは日本語が理解できなかったために、生徒が外国語を話す必要があった。したがって小学校を卒業した生徒が、仮中学の学習を続けていこうとすれば、かなりの学習量が必要であった。当初、仮中学には予科ないし補習科が設置され、小学校の卒業生が仮中学の授業を受講できるようになるまでに、数年の学習期間が必要とされた。

1879（明治12）年に仮中学は4年制の京都府中学と改称され、1886（明治19）年の「中学校令」に基づいて京都中学として発足した。この京都中学で行なわれた授業は、課業表によれば、地理学、修身学、博物学であった。これらの科目は英書によって講義が行なわれ、英文による文章の作成が求められ、英文和訳および和文英訳が課された。さらに化学、薬物、理学、鉱物学、植物学などが教えられた。この中学は財政的に維持が困難となり、「同校は3月1日限り経費支出の途絶えたるを以て廃校に属すべきを、北垣府知事がこれを憂ひ文部大臣へ稟議し種々協議中、真宗大谷派本願寺の新法主大谷光瑩師が学資を寄附し、同寺大学寮の内兼学部と合併し」（『日出新聞』、明治21年4月3日付）と報じられているように、一時期、大谷派本願寺にその経営を委ねた。この状態は1899（明治32）年まで続き、この年に京都府第一小学校（現・洛北高校）と改称された。

ところで小学校の教育内容については、1969（明治2）年の「小学校規則」では儒者や心学者（それぞれ月2回）が教えに来ていた⁽⁴²⁾。この点では未だ寺子屋教育の継承といえるものであった。しかしながら京都府は従来の寺子屋教育の継承だけでなく、新しい学校教育の確立に努めた。これを典型的にあらわしているのが、1871（明治4）年に京都独自に作成された5段階のカリキュラムというべき「小学課業表」⁽⁴³⁾であった。この課業表によれば、「句読

「暗誦」「習字」「算術」の4科目があり、5等から1等へと試験によって学年が上がっていく仕組みが組み立てられた。これは単に年齢にとまって学年が上がるというものではなかった。試験で合格して上級になると、レベルの高い教育内容を受けることができた。たとえば、「暗誦」においては、1等で外国地理や英語・ドイツ語の基礎単語を500語覚えた。「算術」においては、1等で求積や開平方(平方根)、開立法(三乗根)などを修得した。算術教育は、従来の商売などに役立つ珠算による教育に加えて、産業振興に必要な筆算をベースにした算数教育も行なわれた。

明治政府は1872(明治5)年に太政官布告によって教育の目的を示し、この年から各地に公立学校を創設し始めたが、この際のカリキュラムは8段階で設定された。これは京都の5段階の小学課業表を参考にして、作成されたものであった。当時の番組小学校のカリキュラムにおける特徴は、1873(明治6)年の「京都府下小学校則、同教則の稟読付、文部省指令、府の課業表の開申等」で表わされている。たとえば、京都府下小学校則は、

第一章 男女六歳ニシテ必ス學ニ就キ教則ニ随テ勉勵スベシ

第二章 毎月五ノ日第十時ヲ以テ入學ノ日トス生徒ノ父兄或ハ親屬ノ者附添出校スベシ其日ハ學区取締人教師等出校シテ校則教則等ヲ讀知スベシ

第三章 教則中ノ七項ハ勿論余力アル者ハ余科ヲ兼修スベシ

第四章 初入ノ者ハ貴賤才學ヲ論セス前後ヲ以テ序トシ無級表中ニ加名ス但シ同日初入ノ者ハ年齒ヲ以テ之ヲ班ス

第五章 檢査既済ノ証憑ヲ得ル後等級表中ニ加名ス

第六章 小檢査ハ三ヶ月ニ一度トス學務兼任ノ吏員之ヲ司トル

第七章 大檢査ハ春秋両度トシ習熟ノ者ハ級ヲ進メ証憑ヲ與フ知參事校ニ蒞ム

第八章 生徒六ヶ月ヲ経テ進歩セサル者ハ其故ヲ問テ處分スベシ

第九章 十四歳以上ハ中學ノ業ヲ修スル定則タリト雖モ小學課業ヲ卒ヘ

サル者ハ猶在校習熟セシム始メテ學ニ入ル者ハ十四歳以上ニテ
モ小學課業ヨリ歴修セシムヘシ

第十章 習字ハ雅俗偏習妨ケナシ

第十一章 算術ハ筆珠偏修妨ケナシ但上等ハ兼脩スルヲ可トス

第十二章 商法工職等ノ見習或ハ貧窮ニテ奉公雇等ニ出テ毎日定則ノ時
間出校シ難キ者ハ定則外ニ教授スルコトアルベシ

第十三章 毎月一六ノ日ヲ休暇トス但六ノ日ハ午前第八時ヨリ十時迄脩
身及ヒ養生ノ法ヲ口授ス

第十四章 學務兼任ノ吏員毎月教師生徒出欠勤惰簿ヲ詳檢シ其差等ニ隨
テ処分アルベシ⁽⁴⁴⁾

というものであった。小学校則によれば、毎月、入学が可能であり、成績は貴賤に関係なく、実力によって評価された。小検査（試験）は学務関係の官吏の立会いの下で、大検査（大試験）は知参事という上級官吏の立会いの下で行なわれるとされたが、要するに進級に必要な試験は役人の立会いの下で行なわれた。これは前述のように年齢で進級させたのではなく、課程主義を採ったためであった⁽⁴⁵⁾。このような京都の試みは政府の初等教育に影響を与えると同時に、逆に政府による欧米風の影響も京都の初等教育にあらわれた。1875（明治8）年以降、京都も文部省が示したカリキュラムに基づいて教育が行なわれ、文部省の指導の下で、寺子屋風ではなく、欧米的な学校が導入された。

こうして明治20年代になると、京都においては独自の教育制度から、欧米流の教育制度へと変わっていった。1887（明治20）年に京都府から「小学校学科及其程度実施方法、学科課程準拠表」という布達が出された。その主な条文は、

第一条 學年ハ七月一日ヨリ翌年六月三十日マテトシ各學年ノ始ヲ以テ
生徒入學ノ定期トス

第七条 小學校生徒ノ進止ハ學力試験ニ依ルモノトス

第八条 試験ハ小試験中試験大試験ノ三種トス

第九条 小試験ハ一學年内三回以上適宜各生徒ニ之ヲ施行シ席次ヲ進退スルモノトス

第十条 中試験ハ最後學年ヲ除キ毎學年ノ課程ヲ修了シタル生徒ニ之ヲ施行シ其進否ヲ定ムルモノトス

第十一条 大試験ハ各小學科ヲ卒業スヘキ生徒ニ之ヲ施行シ其当否ヲ定ムルモノトス

第十二条 試験ハ受持教員之ヲ執行シ小中試験ハ校長若クハ首座教員之ヲ監視シ大試験ハ郡区長ノ監視ヲ受クヘシ⁽⁴⁶⁾

というものであった。京都府下小学校則で謳われたことが継承され、大試験は郡区長の立会いのもとで行なわれたが、年齢主義ではなく課程主義で教育が行なわれるようになった。ただし、第一条で示されているように、入学は7月、卒業は6月となり、欧米流の学期が導入された。この学期は、1892（明治25）年に出された京都府の布達「小学校教則、指導要領・教科課程表等」において、学期開始が4月、修了が3月となり、欧米的な学期から日本的な学期へと変わった⁽⁴⁷⁾。

当時の教科については、修身・国語・算数・体育・図画・音楽であり、国語は読書・作文・習字に重点が置かれた。また「小学校教則」では「第三十八条 小學校ニ於テ児童ノ卒業ヲ限定スルニハ単ニ試験ノミニ依ラズシテ平素ノ成績ヲ考慮斟酌スルモノトス」⁽⁴⁸⁾とされ、小中大試験の重視から日頃の学習態度を評価するという内容に変わった。これによって入学時・卒業時の変更とともに、課程主義から年齢主義へと変わっていった。

しかしながら京都の教育は、国が提示したカリキュラムに完全に準拠したわけではなかった。その独自性を保持していた面もあった。たとえば、京都の図画の授業では、1887（明治20）年以降、「日本画の手法」の修得に力を入れた。これは教育の目的が、京都振興に必要な染物、織物、焼き物などの職人を養成することが念頭にあったからに他ならない⁽⁴⁹⁾。小学校で学んだこと

を生かし、やがて「舎密局」で開発した染料や釉薬などを活用する職人が数多く育った⁽⁵⁰⁾。職人ばかりでなく、日本画家をはじめ、多くの芸術家も生み出された（たとえば、上村松園、梅原龍三郎、山口華揚らである）。この点で、文部省の指導の下に、全国共通の小学区、教育内容、教育の方法、施設へと変遷を遂げた面もあったが、京都の独自性が失われたわけではなかった。しかもこの独自性こそ京都の産業振興を支える上で重要な役割を果たした。

ちなみに、わが国の小学校令は1900（明治33）年に全面的に改正され、4年制（6年制は1908年）で単一内容、無償の義務教育制度が確立された。この小学校令は1941（昭和16）年の「国民学校令」まで約40年間存続した。小学校令の改正以来、小学校は身分・階級・貧富・男女の別なく、単一の教育課程を設定し、修身・国語・算術・体操の4科目を必修教育科目とし、人材を育てるという方針を貫いた。ちなみに、一国のすべての子供に単一の教育課程を義務付けるという近代教育制度は、欧米でもそれほど早い時期に始まったわけではない。アメリカのマサチューセッツ州義務教育法（1852年）、イギリスの初等教育法（1870年）、フランスの教育法（1882年）などの公布時期をみても、わが国がそれほど制度的に遅いというわけではなかった⁽⁵¹⁾。

4 学区制度と行政

市制が施行された1889（明治22）年以前に、小学校運営の基盤となった学区内で行政事務あるいは自治活動を担ったのは、1872（明治5）年までの中年寄・添年寄と年寄、1879（明治12）年までの区長・副区長と戸長、1879（明治12）年以降の戸長と総代であった⁽⁵²⁾。中年寄・区長・戸長（明治12年以降）は学区内に設置された役場の長であり、添年寄・副区長はその補佐役であった。戸長は1889（明治22）年の市制施行にともない廃止された。そして1897（明治30）年に学区連合同組合の幹事（＝組合長）が戸長の役割を担った。いずれも行政事務機関であったが、現在はこれに該当するものはなく、あえていえば中年寄・区長・戸長は市政協力委員連絡協議会あるいは自治連合会の

会長にあたる。

年寄・戸長（明治5年）・総代は各町内の代表であって、現在でいえば町内会長にあたる。1872（明治5）年の全戸長の数 は 1,700 人に及んだ。その後、戸長数は減らされ、1875（明治8）年の戸長は三町弱を担当する役職となつて、町内の代表ではなくなつた。仕事量に比べて俸給が少ないことも要因となつて、戸長の引き受け手も少なくなつた。やがて 1879（明治12）年に戸長は廃止され、総代が置かれた。この総代は法令に基づいたものではなく、戸長が廃止されたので、その空白を埋めるために各町が任意に置いたものであつた。⁽⁵³⁾ 総代は 1889（明治22）年の市制施行にともない、行政事務機関としての機能を失つた。1897（明治30）年の町公同組合の組合長は、この総代の後身であつた。

ところで 1880（明治13）年以降、学区内には戸長や総代以外に行政事務あるいは自治活動を担つたものがあつた。その一つは、連合長会、つまり学区レベルの議会であつた。1879（明治12）年の京都府の府令第八〇一号に基づいて、上京・下京の各学区（当時の名称は組）は、1880（明治13）年から 1882（明治15）年にかけて連合町会を設置していった。とくに連合町会は学区ごとの財政・財産問題に関する議会といえるものであつた。たとえば、連合町会の予算案では、教育費・戸長役場費・衛生委員費・街灯点灯及街灯修繕費などが費目としてあげられた。これらの費用は、総代によって徴収され、戸長役場に届けられた。1880（明治13）年から 1885（明治18）年にかけて学区は、ある程度の自治活動を行なつていた自治体といえるものであつた。連合町会という議会、戸長役場という役場を備え、そして総代と学務委員、衛生委員という役員がいた。ただし、この自治体は有産者（家持）によって構成されてい⁽⁵⁴⁾た。総代は家持であり、連合町会議員も同様であつた。

連合町会以外にも、学務委員（学区内の学事に携わる役職）と衛生委員があつた。⁽⁵⁵⁾ 学務委員は 1879（明治12）年に学務委員規程が發布され、翌年、京都府が府達第九号で学務委員選挙規則を定めて、それ以降に学区ごとに選出され

⁽⁵⁶⁾た。学務委員は1885(明治18)年に廃止されたが、1892(明治25)年に復活した。⁽⁵⁷⁾もっとも、この復活は1890(明治23)年の改正小学校令によって、権限が縮小されたものであった。一方、衛生委員は1880(明治13)年の府令第三八〇号に基づく町村衛生委員選挙法ならびに事務取扱手続によって設置された。各組に2名以上4名以下の委員が設けられ、伝染病予防消毒其他衛生上の事務を取り扱った。しかし衛生事務も学事と同様、1885(明治18)年より戸長の取扱事務となり、衛生委員も一時消滅した。

1889(明治22)年に市制特例が実施され、自治体としての「京都市」が誕生した。⁽⁵⁸⁾それとともに、前述のように連合役場と戸長が消滅した。これによって戸長区(=番組)は行政・自治の基礎単位としての機能を失い、小学校も純粋な教育機関となった。町総代の行政的意義も、組・町の行政事務が京都市(上・下京の両区役所)に移管された。この結果、総代を全廃する町もある一方で、総代が共同体規制を行なう町内機関として存続した町もあった。1889(明治22)年以降に学区内には、廃止されなかった総代、1887(明治20)年に再設置された衛生委員、1892(明治25)年に再設置された学務委員の三つがあった。このうちもっとも大きな役割を担ったのは、学務委員であった。再配置された学務委員は、一般に教育事務の管掌者である市長(京都市では上京・下京区長)の補助機関とされたが、実際には学事以外の行政事務にも関与した。⁽⁵⁹⁾

1894(明治27)年～1895(明治28)年の日清戦争時には、尚武組織の強化や軍事公債の割当消化に、学区の学務委員や総代が活動した。とくに戦費調達のための戦時公債は、学区毎に割当があった。学区内で割当を行ない、代金を徴収する機関が必要であった。学務委員が中心となって各町の総代とともに国債募集に尽力した。その記録として学校の倉庫には「日清戦争のときに、誰が何千何百円、誰が何十円という国債を募集した記録を載せた帳簿」が残された。⁽⁶⁰⁾

京都市における学区内の住民組織の再編は、1897(明治30)年の京都市会

への行政組合格約標準に関する建議の提案をきっかけとしていた。提案の趣旨は、従来まで各町に行政事務兼共同自治を担う総代があったが、市制施行以来、その役割は薄れつつあった。もし総代がなくなれば、区役所の事務は一層繁忙になり、市政で混乱が生ずることになる。したがって標準を示して行政事務の一部を取り扱う組合を学区毎に設ければ、上下の階層を保つ便益を得ることができるというものであった。この建議に基づき、参事会が標準案を作成し、市会の可決答申を経て、「公同組合設置標準」が成立した。これが京都市における学区内の町内会組織の再建指導基準となった。⁽⁶¹⁾

公同組合設置の目的については、建議では行政補助が主で、自治機関の基礎づくりは従であるとされた。とくに組合設立の必要性を衛生行政の補助に求めた。⁽⁶²⁾ もっとも、この行政補助は組合設置の目的のひとつでしかなかった。1899（明治32）年に京都市会の有力議員のひとりであった東枝吉兵衛（以下は東枝）は、市会において学区および町レベルの「隣保共同ノ団結力」こそ、自治体を支える基礎であるにとらえ、学区内の住民自治組織を育成すべきであるという発言を行なった。⁽⁶³⁾ 東枝は、

吾市ハ純粹ナル自治ノ権ヲ分カタレ（中略）差当リ自家経営ノ順序ヲ定メ而シテ徐ニ百年ノ長計ヲ定ムベキ筈ナルニ是レ亦タ其順序ヲ誤リタル為メ吾行政機関ノ付屬機関トシテ最前目的中ノ一ニ描キタル上下ノ気脈ヲ疎通シ施政上ノ便宜ヲ挙ゲ将来大ニ市行政上円満ナル果実ヲ収メント期シ（中略）素ト自治体ノ觀念ニ乏シク隣保共同ノ団結力ナキ結果ハ何レノ方向ニ向ッテモ諸種ノ空ク結果ヲ遺スニ至ル（『京都市会議事録』、明治32年3月）。

と述べ、市政特例の廃止後、弱体化した学区内の住民組織の強化育成をはかるべきことを説いた。

公同組合設置規約の要旨は、市内の各町に、行政補助および隣保団結を目的として、公同組合を置き、その組合長は選挙で選び、各公同組合を組織して連合公同組合をつくり、その長（幹事）も選挙で選ぶというものであった。⁽⁶⁴⁾

組合長の選出資格は、従来の総代選出資格とは異なり、年齢、居住年数（借家人の場合）に制限はなく、不動産所有も条件とはされなかった。これは衛生組合長についても同様であった。

しかし公同組合の設立後、数年は目立った活動は行なわれなかった。東枝によれば、公同組合は有名無実化しているのに、自治機関としての内実を備えさせるために、行政側が一定の指導を行なう必要があるとされた。この時期の公同組合については、

成立後は一般市民に周知せしむべき事項、即ち通達、依頼及諸税金の令書告知書の配付、納税の取次、就学児童の申告竝に通知の伝達、統計資料の蒐集調査等官公署と市民の中間に立って之を斡旋すると共に一面旧慣を尊重して善隣の美風の向上に努めたのであった。(中略) 組合成立後、数年の間は公私の利便を図る中間機関に過ぎなかつた。⁽⁶⁵⁾

という位置付けがなされ、積極的な役割をほとんど果たしていなかった。学区によっては、公同組合を設置していないところがある一方で、結成後に経費の問題で解散に追い込まれる公同組合もあつた。⁽⁶⁶⁾ 他方で、設置された公同組合であっても、必ずしも市や区の指導基準に全面的にしたがって運営されたわけではなかつた。役員、とくに組合長の選出資格に、制限が加えられている場合もあつた。⁽⁶⁷⁾

公同組合の活動が軌道に乗り出したのは、明治30年代後半のことであつた。1902（明治35）年には清水寺改修のための拠金集めをはじめとして、寄付金・義捐金などの募金収集活動が行なわれた。1907（明治40）年には帝国軍人後援会の創立、1909（明治42）年には粟田口青蓮院改修に拠金が行なわれた。その後も募金収集活動は盛んに行なわれた。とくに1923（大正12）年の関東大震災に対して、上下京あわせて40万円という多額の義捐金が集められた。1904（明治37）年には葬儀の簡素化（香典・香典返しの廃止、供養の廃止）への取組みにも着手された。⁽⁶⁸⁾

行政協力活動も多岐にわたっていた。「通達、依頼及諸税金の令書告知書の

配布、納税の取次、就学児童の申告並に通達の伝達、統計資料の募集調査等」が行なわれた。公同組合はこのような行政協力だけでなく、行政に対する要望活動も行なった。1900（明治33）年の烏丸通改修事業や下水道事業に関する建議をはじめとして、1905（明治38）年に税務署による調査の適正化の要望、1906（明治39）年に市街地の地価修正、1911（明治44）年に鴨川疎水堤防軌道敷設の推進⁽⁶⁹⁾を行なった。

しかし公同組合は自前の事務機構をもっていなかった。主な町内事務は、本人または家族や店員も巻き込んで行なわれた。学区レベルでは、「公同幹事は学区関係の公同事務を各団体と連絡して執行する。学校書記に委嘱して事務の一部を委ね又小使をして各町への伝達（主として配布印刷物）に当たらしめて居る」というように、小学校の事務組織への依存がみられた。さらに市レベルでは、「公同組合の市連合会の事務は全く市庶務課の方々にその御処理を御願している次第」というように、市役所事務機構への依存がみられ⁽⁷⁰⁾た。

学区間の経済格差が表面化し、1905（明治38）年には学区制度廃止の建議が、京都市参事会に提出された。しかしながら、一応、学区制度は存続するものの、1918（大正7）年に教員の給料が学区費負担から市費負担へ移行するなど、時代によってそのあり方は変化していった。もっとも、学区の存続する限りでは、小学校の校具・教具などを購入する経費や校地の拡張、校舍改築費などは、学区会で決められ、できるだけ資金が集められた。学区には教育環境を整備する役割をもっていたので、教育内容などについても、学区会での意見が反映され、教育現場への助言や手伝いも行なわれた。これは教育に対する地域的な監視になりかねないが、実際の教育活動は教師に任⁽⁷¹⁾されていた。

1928（昭和3）年7月に学区制度の廃止と連動して、三部制経済廃止の決定⁽⁷²⁾があった。三部制経済制度とは地方税制上の特例で、府と市に関わる税制度のことであった。当時はこの制度の廃止が学区制度廃止につながると考えられていた。大阪市において1927（昭和2）年の学区制度廃止が、1925（大

正 14) 年の三部制経済廃止を受けて行なわれたという実例があったことから、京都市も同様の展開をとるだろうと予測された。そして京都市での学区制度の廃止は、大阪市での廃止が決定された 1926 (大正 15) 年 10 月以降に再燃した。この時期に京都市会に学区制度調査委員会が設置された。京都市では財政的に有利な立場にある中央部の学区と、不利な立場にある周辺部の学区との経済的格差が問題化し、「平等教育⁽⁷³⁾」という観点から廃止が論じられた。そして、学区制廃止に反対が中央部、賛成が周辺部という構図が形成されていった。

実際に学区制廃止が実現すれば、各学区単位で独自に行なわれていた校舎建設事業は京都市に移管されるため、工事費をはじめとして校舎の建設などは一律になることが予測された⁽⁷⁴⁾。資金力のある学区では、そのことを危惧して学区制廃止前に校舎建設事業に着手した。さらに学区制廃止となると、それまで学区の所有であった校舎や敷地は市に引き継がれる一方、学区の起債による借金も市に引き継がれるために、各学区では起債を増やし、建設事業に着手した。その際に寄付金が集まりやすい学区ほど起債が行ないやすい状況であったようである (寄付金は見せ金的な要素もあった)。1931 (昭和 6) 年までに資金の豊富な大半の学区では改築に取りかかった。1929 (昭和 4) 年から 1931 (昭和 6) 年にかけては世界大恐慌の影響で、経済不況の状態であったにもかかわらず、学区制廃止の可能性が改築に影響を与えた。もっとも、1931 (昭和 6) 年には学区制度は廃止されなかった。そのためこれ以降も、廃止が予測される状況が続いた。市域拡大と 1920 年代から進んだドーナツ化現象によって、市中心部と周辺部との学校設備の違い、1934 (昭和 9) 年の室戸台風で受けた校舎被害の差などで、学区間の経済格差は問題であり続けた。しかしこのような問題を抱えていたものの、学区自体は継続した。

学区制度が廃止されたきっかけは、戦時体制下の政府の動きにあった。1938 (昭和 13) 年に「国家総動員法」が制定され、それを受けて 1940 (昭和 15) 年の内務省による京都市行政監査の結果、学区制度は戦時体制にはふさ

わしくないとされた。翌 1941（昭和 16）年 3 月の京都府参事会で京都府達第百十五号が決議され、学区制度は廃止された。学区はこの時に制度として廃止されたので、現在では正式には「元学区」ということになる。市内の小学校が正式に市立になるのは、学区制度が廃止された時点からであった。

1940（昭和 15）年の内務省訓令第一七号によって、町内会・部落会は国民を統制し動員する組織と位置付けられ、全国的に整備された。京都市の公同組合は解消し、町内会へと改組された。その際、市レベルと区レベルでの公同組合の連合組織は消滅した。そして学区と町レベルでは規模のばらつきを解消する措置がとられた。学区レベルでは「町内会は、事務、事業の連絡統制並に其の共同運営の為、学区内の町内会を以て学区町内会連合会を組織す、学区内に数個小学校あるものに付ては各学区通学区域内の町内会を以て学区町内会連合会を組織す」（京都市町内会標準第二六条）ということで、複数の小学校をもつ学区連合公同組合は、原則として通学区域毎に分割された。町レベルでは「町内会設置区域は概ね五〇世帯乃至一〇〇世帯の区域とす」（同第三条）との原則にしたがって、既存の町公同組合の合併または分割が行なわれた。成立した町内会連合会の数は 143（昭和 16 年）、町内会の数は 3,648 であった。町内会は下部組織として隣組を置くことが義務付けられた。隣組の数は 2 万 5,357 であった。

戦時下の町内会組織に期待されたのは、行政機関との密接な連携のもとで、敬神・祭祀、学事・教化、兵事・軍事援護、保健・自警、消費規正・貯蓄、物資配給・調査・募集、社会事業への協力、各種団体への援助・協力、行政事務への協力などの事業を推進することであった。そのため、町内会連合会には、町務部、教化部、厚生部、防護部、軍事部、銃後部、青年部、婦人部の八つの部が置かれた。⁽⁷⁵⁾これは 1943（昭和 18）年には変更されて、町務部、教化厚生部、防護部、軍事部、婦人部の五つの部となった。こういった部組織を通じて、町内会は市民の経済生活を厳しく統制する権限を与えられ、独自の事務機構を備えるようになった。これは公同組合や戦後の町内会とは大

きく異なる点であった。

経済生活の統制については、「配給」が代表的なものであった。配給はすでに1940（昭和15）年に始まり、共同組合を通じて配布される切符によらなければ、砂糖とマッチを入手できなくなっていた。配給の対象物資は増加し続け、食料品をはじめとして衣料品などの諸品目にわたった。この際、必要とされた切符・通帳類はすべて町内会組織を通じて配布された。配給の通知は当初、町内会の回覧板を通じて行なわれたが、のちに新聞の隣組通信欄のなかで行なうように切り替えられた。町内会は、配給に関わる証明業務も⁽⁷⁶⁾行なった。

事務機構の強化については、行政側は町内会の事務能力を確保するために、事務機構に財政的援助を行なった。これは戦時下で、本来ならば事務機構をもたない町内会を活用せざるをえないことから発生した問題であった。町内会連合会には全体で約200名の事務員が配置され、そのうち143名（1連合会に1名）には指導員という肩書きで京都市から給与助成が行なわれた。こうして町内会は行政末端組織として機能することになったが、戦争の激化とともに、配給事務・貯蓄奨励活動・調査事務・連絡事務の負担は増大していった。しかし町内会役員の「質」に応じて、各種の事務や活動において混乱は少なからずあった。たとえば、配給物資を多く受け取るために、住民数の水増しをする「幽霊人口」の発生があり、それは戦時中、京都市の人口の約1割近くに⁽⁷⁷⁾のぼったとされる。

学区は最も基本的な自治単位として必要不可欠な存在であり続けた。戦時中には市内中心部の各学区で詳細な防災地図が作成された。たとえば、明倫学区の「明倫警防団管区要図」には、地下室の場所や耐火建造物が明記された。しかし戦時下で元学区は防災活動などで実質的な自治機能ももち続け、その機能は戦後に結成された自治連合会など、名称や組織形態などはそれぞれの元学区によって異なっているものの、引き継がれていった。

5 結びにかえて

学区は京都市における住民自治および行政事務の基本単位であった。住民自治という点は現在においても継続している。学区は1869（明治2）年から1942（昭和17）年まで学事の基本単位であり、1869（明治2）年から1886（明治19）年まで役場の設置区域であった。また1897（明治30）年から現在にいたるまで、住民自治組織の連合体が設置される区域でもあり、行政協力や行政要望が組織される基本単位である。学区制度は学区市税や寄付・寄贈などを通して、地域に根付く学校という意識を育んだばかりでなく、教育という枠組みを超えて、自治活動を活発化させるなどの優れた点をもった。その一方で、学区間の経済力格差が表面化し、1905（明治38）年には学区制度廃止の建議が提出されるということもあった。学区は1941（昭和16）年まで存続し、この時まで、小学校の教具などを購入する経費や校地の拡張、校舎改築費などは、学区会で決定され、資金を集めていた。

京都の場合には、学区は番組として成立した。番組は学事の単位であったので、原則としてそれぞれ小学校を建設した。番組は教育以外の戸籍・保健・警察・消防などの行政事務単位でもあり、番組小学校はいわば総合庁舎の役割を果たした。番組は1872（明治5）年には区、1879（明治12）年には組、1892（明治25）年には学区と改称された（この時の学区は60であった）。その後、京都市に編入された地域も加わって、学区は1931（昭和6）年の時点で101、1941（昭和16）年には143、現在では200を越えている。また学区は1929（昭和4）年以降、番号ではなく、原則として小学校の名前を冠して呼ばれている。1941（昭和16）年の学区制の廃止以降、公式には学区は存在しなくなったが、実際には住民自治活動の単位として存続している。現在では自治連合会（学区内の町内会の連合体で、各種地域団体が加入している場合もみられる）や、それと表裏一体の関係にある市政協力委員連絡協議会の組織単位として機能している。⁽⁷⁸⁾

京都の学区は都市内コミュニティといえるが、他地域と異なる京都の特徴は何であろうか。コミュニティとアソシエーションについて古典的な定義づけをしたマッキーバー (Robert Morrison MacIver, 1882-1970) にさかのぼってみよう。マッキーバーによれば、コミュニティとは「共同生活の相互行為を十分に保証するような共同関心が、その成員によって認められているところの社会的統一体」である。コミュニティは当初から地域的領域を有して、実体的な組織体として存在しているものではない。それは人間の共同生活そのものであり、その累積のすがたである。

マッキーバーは、人間の相互関係の規定要因として関心 (interest) をおく。人びとには、まず同一種の有機体としての類似関心が先在し、それが共同関心になり、対立関心になって現れる。この共同関心がコミュニティとアソシエーションを基礎づけるといふ。コミュニティの共同関心は「一般的」である。人びとはみな、類似の要求、「すなわち食物、飲物、空気、光、住居への要求をもっている。(中略) 要求の普遍性は、かくして結局は強大な社会化の原動力なのである」。これに対して、アソシエーションの共同関心は「目的限定的」である。アソシエーションとは、「社会的存在がある共同の関心 (利害) または諸関心を追求するための組織体 (あるいは組織される社会的存在の一団) である。それは、共同目的にもとづいてつくられる確定した社会的統一体である。(中略) 今日の現実の社会生活を研究するものは誰も、政治的、経済的、宗教的、教育的、科学的、芸術的、文芸的、娯楽的、博愛的、専門的な各種の無数にあるアソシエーションが、今日の共同生活を以前にもまして豊かにしていることに感銘を受けざるを得ない」といふ。⁽⁷⁹⁾ アソシエーションは、コミュニティのなかに、それを前提として、多種多様に生み出されるものであるという。そしてコミュニティがそれによって、さらに豊かになっていく。京都の場合、このマッキーバーの定義にしたがえば、学区はコミュニティであり、さまざまな役割を担った小学校はアソシエーションということになる。⁽⁸⁰⁾

京都では 1990 年代前半の大規模な学校統合を経てもなお、元学区はコミュ

ニティとして存続している。たとえ学校が統合された地域であっても、元学区は統合されなかった。多くの元学区では、今日でも区民運動会や区民祭りが開催されている。消防分団や社会福祉協議会も元学区単位で構成されている。夏の風物詩である地蔵盆は、基本的に元学区を構成する各町単位で行なわれている。もちろん、これには地域差があるものの、学校新設や学校の統廃合などで、学区が変更されても、元学区には変化がない。コミュニティからアソシエーションが生まれ、住民の共同生活が「豊か」になっていったのかどうかは、今後の分析評価を待たなければならないが、少なくともその土壌はあったといえる。

注

- (1) 京都府立総合資料館編『京都府百年の資料五 教育編』京都府、1972年、57～8ページ。
- (2) 唐澤富太郎『近代日本教育史』誠文堂新光社、1968年、22～3ページ。
- (3) 山住正己編『福沢諭吉教育論集』岩波文庫、1991年、22ページ。
- (4) 同上書、17ページ。
- (5) わが国の学制は、全国を8大学区に分け、各大学区に大学校を1つ、1つの大学区をさらに32中学区(256中学校)に、1つの中学区を、人口600人を基準として210小学区(53,760小学校)に分割するものであった。この学区は当初、一般行政区域とは別立のものとされた。
- (6) 大久保利謙「明治二年京都に於ける小学校の設立に就いて(三)」(『社会経済史学』、第4巻7号、1934年、127ページ)。
- (7) 寺尾宏二『明治初期 京都経済史』大雅堂、1943年、299ページ。
- (8) 川島智生『近代京都における小学校建築—1869～1941』ミネルヴァ書房、2015年、1～2ページ。
- (9) これは行政が求める「画一性」と地域の「個性」の組み合わせと言い換えることができるかもしれない。拙著『報徳思想と近代京都』昭和堂、2010年、1～36ページ。
- (10) 安国良一「近世京都の町と家屋敷所持」(『日本史研究』、第283号、1986年、78～85ページ)。
- (11) 宮本太郎『共生保障<支え合い>の戦略』岩波新書、2017年。
- (12) 秋山國三『近世京都町組発達史』法政大学出版局、1980年、100～24ページ。
- (13) 杉森哲也『近世京都の都市と社会』東京大学出版会、2008年、158～9ページ。

- (14) 京都市教育委員会・京都市学校歴史博物館編『京都 学校物語』京都通信社、2006年、21～3ページ。
- (15) 京都市編『京都の歴史6 伝統の定着』学芸書林、1973年；京都市編『京都の歴史7 維新の激動』学芸書林、1974年；秋山國三『近世京都町組発達史』法政大学出版局、1980年。
- (16) 「小学校気附申上候書付控」（小学校設置につき上錫屋町言上書控）、京都市教育委員会・京都市学校歴史博物館編、前掲書、2006年、23ページ。
- (17) 拙稿「石門心学の展開と勸業理念の形成—第一期京都策の思想的背景」（『京都産業大学日本文化研究所紀要』、第11号、2006年、115～22ページ）。
- (18) 衣笠安喜編著『京都府の教育史』思文閣出版、1983年、196～202ページ。
- (19) 京都府総合資料館編、前掲書、1972年、1ページ。
- (20) 同上書、1～2ページ。
- (21) 京都市役所『京都小学五十季誌』京都市役所、1918年、58ページ。
- (22) 秋山國三編『公同沿革史上巻』元京都市公同組合聯合會事務所、1944年、513ページ。
- (23) 辻ミチ子『町組と小学校』角川書店、1977年、124～6ページ。
- (24) 金田章裕『古地図で見る京都—『延喜式』から近代地図まで』平凡社、2016年、287～91ページ。
- (25) 京都府総合資料館編、前掲書、1972年、2ページ。
- (26) 同上書、3～4ページ。
- (27) 京都市小学校創立三十年記念会編『京都小学三十年史』第一書房、1902年（1981年復刻）、58～9ページ。
- (28) 京都府総合資料館編、前掲書、1972年、5～6ページ。
- (29) 京都府教育会編『京都府教育史上巻』第一書房、1940年（1983年復刻）、261ページ。
- (30) 明治維新後の小学校として早いものは、京都の小学校と沼津兵学校附属小学校であった。これに続いて1870（明治3）年に東京府が6カ所に小学校を設立した。この小学校は寺院を校舎に充てて、米600石をその費用にした。大久保利謙「明治二年京都に於ける小学校の設立に就いて（一）」（『社会経済史学』、第4巻5号、1934年、76ページ）。
- (31) 京都府教育会編、前掲書、1940年（1983年復刻）、254ページ。
- (32) 京都市教育委員会・京都市学校歴史博物館編、前掲書、2006年、51ページ。
- (33) 拙稿「近代日本における庶民金融の展開—無尽講と相互扶助」（『報徳学』、第13号、2016年、1～20ページ）。
- (34) 小学校会社の運営については、寺尾宏二、前掲書、1943年、266～346ページ；秋山國三、前掲書、1980年、434～56ページ。

- (35) 京都市教育委員会・京都市学校歴史博物館編、前掲書、2006年、54ページ。
- (36) 衣笠安喜編著、前掲書、1983年、286～7ページ。
- (37) 京都市編『京都の歴史8 古都の近代』学藝書林、1975年、200～1ページ。
- (38) 大久保利謙「明治二年京都に於ける小学校の設立に就いて(二)」(『社会経済史学』、第4巻6号、1934年、91ページ)。
- (39) 京都府立総合資料館編、前掲書、1972年、143ページ。
- (40) これらの動きは、当時、進行していた第一期京都策と連動していた。拙稿「明治初期京都の勸業政策とその理念—明石博高の事績を通して」(『京都産業大学論集人文科学系列』、第30号、2003年、85～119ページ)。
- (41) 京都府総合資料館編、前掲書、1972年、161～2ページ。
- (42) 同上書、9ページ。
- (43) 京都市小学校創立三十年記念会編、前掲書、1902年(1981年復刻)、160～1ページ。
- (44) 京都府総合資料館編、前掲書、1972年、103～4ページ。
- (45) 京都市編、前掲書、1975年、197～8ページ。
- (46) 京都府総合資料館編、前掲書、1972年、366～8ページ。
- (47) 同上書、401ページ。
- (48) 同上書、410ページ。
- (49) 濱田由利『京都スタイル』毎日新聞社、2002年、216～21ページ。
- (50) 拙稿「明治期京都の工芸の展開—試験研究と工業化をめぐる」(『京都産業大学日本文化研究所紀要』、第12・13合併号、2008年、368～443ページ)。
- (51) 猪木武徳『増補 学校と工場—二十世紀日本の人的資源』ちくま学芸文庫、2016年、44～6ページ。
- (52) 秋山國三編、前掲書、1944年、622～37ページ。
- (53) 同上書、640～1ページ。
- (54) 京都市編『史料 京都の歴史 第4巻 市街・生業』平凡社、1981年、621ページ。
- (55) 上田惟一「近代における都市町内の展開過程—京都市の場合」(岩崎信彦ほか編『町内会の研究』御茶の水書房、1989年、82～3ページ)。
- (56) 京都市小学校創立三十年記念会編、前掲書、1902年(1981年復刻)、447～55ページ。
- (57) 同上書、475～84ページ。
- (58) 「京都市制施行の件」(京都府総合資料館編『京都府百年の資料—政治行政編』京都府、1972年、489～90ページ)。
- (59) 「京都市の共同組合を語る」(『都市問題研究』、第27巻1号、103ページ)。
- (60) 「共同組合の変遷を聴く」(『公同』京都市共同組合連合会、1941年、第1巻1号、12～16ページ)。

- (61) 秋山國三編『公同沿革史 下巻』元京都市共同組合聯合會事務所、1943年、5～12ページ。
- (62) 同上書、2～4ページ；拙稿「明治期京都の感染症とその対応—コレラと衛生都市の形成」(『京都産業大学日本文化研究所紀要』、第17号、2012年、518～67ページ)。
- (63) 上田惟一、前掲論文、1989年、88～9ページ。
- (64) 秋山國三編、前掲書、1943年、13～5ページ。
- (65) 同上書、84～5ページ。
- (66) 京都市編『史料 京都の歴史 第12巻 下京区』平凡社、1981年、195～6ページ。
- (67) 京都市編『史料 京都の歴史 第7巻 上京区』平凡社、1980年、189～90ページ。
- (68) 秋山國三編、前掲書、1943年、117～9ページ。
- (69) 同上書、104～6ページ、124～5ページ；京都市編『史料 京都の歴史 第4巻 市街・生業』平凡社、1981年、624ページ。
- (70) 「京都市の共同組合を語る」(『都市問題研究』、第27巻1号、104～5ページ)。
- (71) 京都市教育委員会・京都市学校歴史博物館編、前掲書、2006年、56～9ページ。
- (72) 京都市編『京都の歴史9 世界の京都』学藝書林、1976年、30ページ。
- (73) 關戸利國編『京都市学区要覧』公民新聞社、1929年。
- (74) 川島智生、前掲書、2015年、82～3ページ。
- (75) 上田惟一、前掲論文、1989年、98～9ページ)。
- (76) 当時の生活水準については、岡光夫「戦時下京都の市民生活—ある老人の日記」(秋山國三先生追悼會編『京都地域史の研究』国書刊行会、1979年、445～75ページ)。
- (77) 上田惟一、前掲論文、1989年、102ページ)。
- (78) 紙屋高雪『町内会、は義務ですか？コミュニティと自由の実践』小学館新書、2014年。
- (79) R.M. マッキーヴァー著／中久郎・松本通晴監訳『コミュニティ 社会学的研究：社会生活の性質と基本法則に関する一試論』ミネルヴァ書房、1975年、46～7ページ)。
- (80) 岩崎信彦ほか編『町内会の研究』(御茶の水書房、1989年)では、町内会は「住縁アソシエーション」と定義されている。